

2020年3月13日

各位

株式会社寺岡製作所

当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要のお知らせ

当社は、2019年度において在籍している取締役及び監査役を対象とした、取締役会の実効性に関する評価を実施しましたので、その結果概要を以下の通りお知らせします。

【取締役会実効性評価実施概要】

項目	内容
対象者	2019年度に在籍している全取締役(8名)及び全監査役(4名)
実施方法	独立性が確保された外部弁護士による以下の事項の実施 ①対象者全員に対するアンケートの実施及び分析 ②個別インタビューの実施(匿名方式) ③取締役会への複数回の臨席及び運営状況の確認
アンケート質問内容	以下の項目に関する質問 ①取締役会の構成 ②取締役会の運営 ③取締役会の議案 ④取締役会を支える体制 ⑤その他の項目
評価方法	対象者のアンケート回答内容及びインタビュー回答内容をベースに外部弁護士が第三者評価を実施した後、当該第三者評価結果を参考として経営会議において検討を行ったうえで、取締役会において分析・評価を行った。

【評価結果の概要】

1. 取締役会による総評

当社取締役会による評価の結果、上表のアンケート質問内容において記載されている「取締役会の構成」乃至「取締役会を支える体制」において、当社取締役会の実効性は概ね確保されていることを確認しました。

2. 外部弁護士による個別の評価について

(1) 取締役会の構成

取締役会の運営に関しては概ね問題はないものの、取締役会の構成員の多様性、即ち複数の独立社外取締役の設置及び女性役員の登用については是正されていない事実に関しては、現在、鋭意検討を重ねていることが確認されており、実現に向けた活動を速やかにすべきとの提言を受けました。

(2) 取締役会の運営

社外役員に対する資料の事前配布については改善が見られた一方で、下位の会議体に議論を委譲するもの、及び取締役会で議論すべきものを峻別したうえで議案の上程を行うなどの工夫を凝らした運営をすべきとの指摘を受けました。当該指摘につきましては、現在、各種会議体における権限の委譲を明確化する規程の改定に取り組んでおり、近日中の発効となる予定です。

(3) 取締役会の議案

大規模な投資案件等を含む、上程される議案に多様性が出てきたことに加え、会社として機関決定するに当たり一体感が出てきたことなどにつき大きな改善が認められたとの指摘を受けました。

(4) 取締役会を支える体制

社外役員間の意思疎通に関しては、社外取締役及び社外監査役を構成要員とする会議体を設けることで経営に対する監督体制を充実させる必要があること、並びに、設置間もないとはいえ監査室の機能充実を図る必要がある旨の指摘を受けました。

(5)その他の項目

現在、取締役会において配布される資料は全て紙によるものであるため、省力化を図る意味でもペーパーレス化を検討する必要がある旨の指摘を受けました。

当社は、今般の取締役会の評価結果を踏まえ、今後とも引き続き取締役会の実効性の維持・向上に取り組んでまいります。

以 上